

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の算定における評価対象面積から除外する建築物の部分を指定する要綱

制定 平成29年3月31日局長決裁

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）別表第10備考第2項に掲げる市長が指定する建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる用途が工場等の場合における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵庫及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置する室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他市長が認める部分

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。